

令和8年度寒河江市住宅建築推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の質の向上及び住宅投資の波及効果による市内経済の活性化を図るとともに、人口減少対策と融合した住まいづくりを推進するため、市内業者の施工による住宅等の新築工事又はリフォーム等工事を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 市内の住宅のうち、自己又は2親等以内の親族が所有し、かつ、自己が居住する建築物をいう。ただし、当該住宅の所有者及び居住者は、次のいずれにも該当しないこととする。

ア 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

イ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対する資金等の供給、便宜の供与その他暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

エ アからウまでに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員等と社会的に非

難されるべき関係を有する者

(2) 住宅等 住宅及び住宅の建築設備をいい、それらに附属する車庫、物置、門、塀等の建築物は含まない。

(3) 建築工事 住宅等の新築工事及びリフォーム等工事をいう。

(4) リフォーム等工事 別表第1に掲げる工事内容及び次のいずれかに該当する工事内容であって、次条第2号及び第5号に定める要件に該当するものをいう。

ア 住宅等の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事

イ 住宅等に増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有する場合を除く。）

(5) 市内業者 市内に住所を有する個人事業主又は市内に本社、本店等の主たる事業所を有する法人をいう。

(6) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む。）及び認証された合板等をいう。

(7) 新婚世帯 申請日時点において、婚姻した日から5年以内の夫婦がいる世帯をいう。

(8) 子育て世帯 平成20年4月2日以降に出生した子又は妊娠中の女性がいる世帯をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助金申請時において本市に住所を有する者又は令和9年2月10日まで本市に転入し、居住する者

- (2) 住宅等の建築工事において、市内業者と工事請負契約をする者
- (3) 市税等に滞納がない者
- (4) 住宅等の新築工事にあつては、次の各号のいずれかに該当する者
 - ア 延べ床面積が50平方メートル以上ある一戸建ての住宅を新築する者
 - イ 延べ床面積の2分の1以上が専ら居住の用に供され、その面積が50平方メートル以上ある併用住宅を新築する者
- (5) リフォーム等工事にあつては、別表第1の右欄に定めるところに付した点数の合計が10点以上（リフォーム等工事に要する費用が50万円未満の場合は、5点以上）となる工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金の交付を行わないものとする。

- (1) 建築工事に当たり、本補助金の交付決定を受ける前に工事請負契約を締結し、又は着工した者
- (2) 寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金その他住宅建築推進事業補助金と併用することができない補助金等の交付申請を同一年度に行う者
(補助対象工事費)

第4条 補助金の交付の対象となる工事費（以下「補助対象工事費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅等の新築工事にあつては、工事費が600万円以上の工事費
- (2) リフォーム等工事にあつては、工事費が20万円以上の工事費

2 補助対象工事費は、工事に付随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含むものとし、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、算出された補助金の

額に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 住宅等の新築工事にあつては、30万円とする。
- (2) リフォーム等工事にあつては、次のア及びイに定める区分に応じて、それぞれア及びイに定める額とする。

ア 新婚世帯又は子育て世帯 補助対象工事費に3分の1を乗じて得た額又は次に掲げる上限額のいずれか低い額

(ア) 別表第1に掲げる工事のうち該当する工事の点数の合計が10点以上となる場合で、かつ、同表の(1-1)に該当する場合 50万円

(イ) 別表第1に掲げる工事のうち該当する工事の点数の合計が10点以上となる場合で、かつ、同表の(1-3)に該当する場合 40万円

(ウ) (ア)及び(イ)に該当しない場合 30万円

イ ア以外の世帯 補助対象工事費に10分の1を乗じて得た額又は次に掲げる上限額のいずれか低い額

(ア) 別表第1に掲げる工事のうち該当する工事の点数の合計が10点以上となる場合で、かつ、同表の(1-1)に該当する場合 44万円

(イ) 別表第1に掲げる工事のうち該当する工事の点数の合計が10点以上となる場合で、かつ、同表の(1-3)に該当する場合 34万円

(ウ) (ア)及び(イ)に該当しない場合 24万円

- 2 住宅等の新築工事及びリフォーム等工事に対する補助金の交付は、同一の住宅1戸につき、1回に限るものとする。

(補助金等交付申請書)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第5条の規定にかかわらず、令和8年度寒河江市住宅建築推進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)によるものとする。

- 2 申請者は、当該申請に係る建築工事に着手する前に市長に申請書を提出する

ものとし、添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 建築工事の見積書（内訳明細書）の写し
- (2) 住宅等の位置図
- (3) 建築工事図面（工事箇所を記入したもの）
- (4) 着工前写真
- (5) 住民票謄本（世帯員全員のもので、続柄が分かるもの）
- (6) 契約予定者全員の令和7年度分（令和8年4月から6月までに申請する場合は令和6年度分）の納税証明書
- (7) 住宅等の所有権が分かる書類
- (8) 令和8年度工事基準点算出表（様式第2号）
- (9) 別表第1に掲げる住宅等が県産木材を使用した工事に該当する場合は、県産木材使用量計算書（様式第3号）
- (10) 新婚世帯により行われるものは、戸籍の全部事項証明（謄本）
- (11) 子育て世帯により行われるもののうち、妊娠中の女性がいる場合は、母子健康手帳の写し
- (12) 誓約書（様式第4号）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助事業等の内容変更等の承認）

第7条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金額の変更
- (2) 補助対象工事費の20パーセントを超える増減
- (3) 施工業者の変更
- (4) 住宅等の場所の変更
- (5) 申請の承継

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により建築工事の変更、申請の承継又は中止、廃止について承認を受けようとする者は、令和8年度寒河江市住宅建築推進事業補助金変更（中止、廃止）承認申請書（様式第5号）に変更内容を確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（工事完了報告書）

第8条 補助事業等実績報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、令和8年度寒河江市住宅建築推進事業工事完了報告書（様式第6号。以下「工事完了報告書」という。）によるものとし、補助対象事業等が完了した日から30日を経過した日又は令和9年2月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- 2 工事完了報告書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 建築工事に係る工事請負契約書の写し
- (2) 建築工事に係る工事請負契約書の変更があった場合はその写し
- (3) 補助対象工事費の支払を証するもの（振込依頼書等の写し）
- (4) 建築工事の施工写真（工事中及び工事完了後）
- (5) 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）
- (6) 転居し、又は転入した場合は、転居後又は転入後の住民票謄本（全員のものですので続柄が分かるもの）
- (7) 別表第1に掲げる住宅に県産木材を使用した工事に該当する場合は、県産木材使用量計算書（様式第3号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（帳簿等の保管）

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、
市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

令和8年度 工事基準点算出表

区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
やまほっかりノベ	1-1 ※	全体改修工事（やまがた省エネ健康住宅の認証を受けて改修するもの）	10点/工事	箇所	点
	1-2 ※	窓改修工事（外部に面する住宅の開口部に別表第2（1）の基準を満たす建具を設置するもの）	5点/箇所	箇所	点
	1-3 ※注1	部分改修工事（住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表第2（2）の基準を満たす断熱材を使用するもの）	2点/m ²	m ²	点
バリアフリー化	2-1 ※注1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²	m ²	点
	2-2 ※	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点
	2-3 ※	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)注1	浴室の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点
	(2)	浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	箇所	点
	(3)	固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所	箇所	点
	(4)	身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3点/箇所	箇所	点
	2-4 ※	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)注1	便所の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点
	(2)	便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所	箇所	点
	(3)	座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所	箇所	点
	2-5 ※	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事			
	(1)注2	長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの	2点/m	m	点
	(2)	長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/箇所	箇所	点
	2-6 ※	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。）			
	(1)注1	勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10点/m ²	m ²	点
(2)	(1)以外の部分の段差を解消するもの	5点/m ² 又は 2点/箇所	m ² 箇所	点	
2-7 ※	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
(1)	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所	箇所	点	
(2)	開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所	箇所	点	
(3)	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事				
イ	戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所	箇所	点	
ロ	戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所	箇所	点	
ハ	イ及びロ以外のもの	2点/箇所	箇所	点	
2-8 ※注1	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²	m ²	点	
2-9 ※	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
克雪化	3-1 ※	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所	箇所	点
	(2)	雪止めを設置し、又は取り替える工事	累計5m未満は5点、 累計5m以上は10点	m	点
	(3)	固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事（1階分につき5点）	5点/階	階分	点
	3-2 ※	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	箇所	点	
(2)	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所	箇所	点	
(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
3-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
木産材	4 注3	住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1m ³	m ³	点

●参照 ※・・・増築部分で実施する場合は計算の対象外となります。

注1・・・1㎡に満たない工事は要件工事にはならない（1㎡未満切捨て）

注2・・・100cmに満たない工事は要件工事にはならない（100cm未満切捨て）

注3・・・0.1㎡に満たない工事は要件工事にはならない（0.1㎡未満切捨て）

合計	点
----	---

別表第2

(1) 別表第1やまぼっかりノベ1-2で定める建具の基準

工事内容	熱貫流率($W/m^2 \cdot K$)
外窓交換・内窓設置	1.5以下

(2) 別表第1やまぼっかりノベ1-3で定める断熱材の基準

部位	熱抵抗値($m^2 \cdot K/W$)
屋根	6.6以上
天井	5.7以上
外壁	3.3以上
床	3.3以上
土間床等の外周部分の基礎壁	3.5以上